ばい煙発生施設等使用廃止届出書

　　年　　月　　日

貝　塚　市　長　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　届出者

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名

（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

　ばい煙発生施設等の使用を廃止したので、

□大気汚染防止法第11条（第17条の13第2項、第18条の13第2項及び第18条の36第2項において

準用する場合を含む）

□大阪府生活環境の保全等に関する条例第30条

□ダイオキシン類対策特別措置法第18条

の規定により、次のとおり届け出ます。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ふりがな  工場又は事業場の名称 |  | ※整理番号 |  |
| ※受理年月日 | 年　　　月　　　日 |
| ※施設番号 |  |
| （電話番号　　　　　　　　　　） |
| 工場又は事業場の所在地 | （郵便番号　　　　　　　　） | ※備考  （受付印等） |  |
| 施設の設置場所 |  |
| （市町村） |
| 使用廃止の年月日 | 年　　　月　　　日 |
| 使用廃止の理由 |  |

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 使用を廃止した施設の概要 |  | | | 施設の種類 | 規　　模 | 施　設　番　号 |
| 大気汚染防止法 | ばい煙 | |  |  |  |
| 特定粉じん | |  |  |  |
| 一般粉じん | |  |  |  |
| 揮発性有機化合物 | |  |  |  |
| 水銀等 | |  |  |  |
| ダイオキシン類対策特別措置法 | | |  |  |  |
| 大阪府生活環境の保全等に関する条例 | ばい煙 | ばいじん |  |  |  |
| 有害物質 |  |  |  |
| 粉じん | |  |  |  |

備考　１　施設の設置場所の欄の記載については、できる限り図面等を利用して、廃止した施設を明示すること。

　　　２　※印の欄には、記載しないこと。